

1 改訂の目的

豊山町では、東海・東南海地震など、将来発生が危惧されている大規模地震に備え、耐震性が低いとされている昭和56年以前の建築物について耐震化をしていくべき目標と目標達成のための方策を定めた「豊山町耐震改修促進計画」を平成19年度に策定（平成27年度に改訂）し、住民の生命及び財産を守るため必要な施策に取り組んできました。

しかし、東海・東南海地震を上回る規模の連動地震の想定が各種関係機関で進められており、愛知県でも「減災」という考え方の必要性に鑑み「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－」が策定され、本町においてもこれらの計画との整合性を図りながら計画内容を検証し、本町の耐震化及び減災化の指針とするため今回の改訂を行うものです。

2 計画の位置づけ

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、また、「愛知県建築物耐震改修促進計画」に即するとともに、「豊山町第5次総合計画」、「豊山町都市計画マスタープラン」及び「豊山町地域防災計画」を上位・関連計画とします。

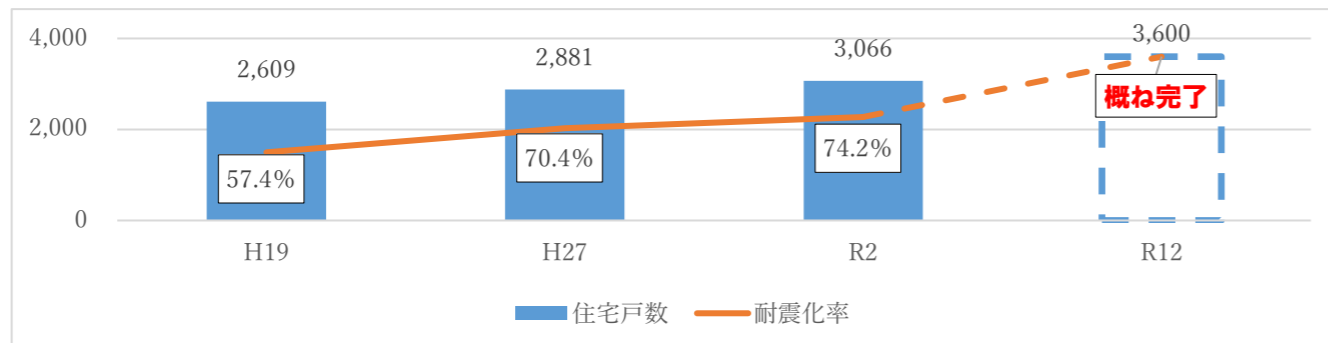
3 計画期間、対象建築物

- (1) 計画期間 令和12年度まで
- (2) 対象建築物 全ての建築物とし、とりわけ昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び耐震性のない※特定既存不適格建築物等を対象に耐震化を図るものとします。

※特定既存耐震不適格建築物等…多数の者が利用する建築物、県計画に記載された地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物等をいいます。

4 計画目標

(1) 住宅の耐震化



(2) 建築物の耐震化

- ①多数の者が利用する建築物（幼稚園、学校、老人ホーム、病院等）の目標
令和2年度末：約92% ⇒ 令和12年度：耐震化を概ね完了
- ②地震発生時に通行を確保すべき道路沿道（国道・県道）の建築物の目標
令和2年度末：約77% ⇒ 令和12年度：耐震化を概ね完了

5 耐震化及び減災化促進の基本的な方策

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国・県・豊山町は役割分担を図り、所有者等の取り組みを支援します。

(1) 耐震化促進の体制整備

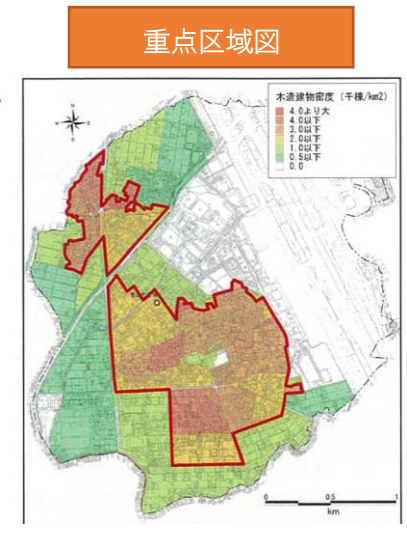
- 県を始め関係機関との連携と普及啓発等
- ・耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実
- ・地震防災マップの活用

(2) 重点的に耐震化を進める区域の設定

これまでの計画の重点区域設定の考え方に新たに木造建築密度の高い地区（H27地震対策基礎調査見直し業務報告書）を加え、本計画の重点区域を設定します。

(3) 関連する安全対策

- ・ブロック塀の安全対策
- ・耐震シェルター等の設置
- ・段階的耐震改修の促進 など



6 住宅の耐震化及び減災化促進

住宅の耐震化及び減災化促進のために、以下の普及啓発や支援を行っていきます。

(1) 普及・啓発活動

- ・インターネットやパンフレットによる情報提供
- ・講習会や防災訓練の実施
- ・耐震診断ローラー作戦

(2) 耐震及び減災化促進のための支援制度

○耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

- ・木造住宅無料耐震診断
- ・木造住宅耐震改修費補助事業（補助額：限度額100万円/戸）
- ・段階的耐震改修補助制度（補助額：【1段階目】限度額100万円/戸、【2】限度額30万円/戸）
- ・耐震シェルター整備費補助制度（補助額：1戸あたり1基まで限度額30万円）
- ・(新)耐震関連事業に係る補助金代理受領制度

申請者が工業者に補助金の受領を委任することにより、工業者が補助金を代理で受領することができる制度。申請者は工事と補助金の差額分だけ用意すればよくなり申請者の当初の費用負担が軽減されます。

○耐震改修促進税制や低コスト耐震改修工法の普及啓発

○豊山町住宅耐震化緊急促進アクションプランの策定 など

7 パブリックコメント

- (1) 期間：令和3年2月15日（月）～3月1日（月）
- (2) 結果：意見なし